

# 桑名市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

令和5年3月31日  
桑名市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市では、水稻を基幹作物として平坦部ではトマト、ナバナなどの施設・露地野菜やシクラメンなどの施設園芸、丘陵地ではミカン、タケノコとの複合経営が行われている。

しかしながら、高齢化や後継者不足などにより農業従事者数は減少しているため、遊休農地の発生防止及び解消に努めるとともに、意欲的な農業経営体の育成・確保、担い手への農地利用の集積・集約化を進める必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、桑名市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1 遊休農地の発生防止及び解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	2, 938 ha	2. 04 ha	0. 07%
3年後の目標 (令和8年3月)	2, 902 ha	1. 23 ha	0. 04%
目 標 (令和10年3月)	2, 878 ha	0. 92 ha	0. 03%

## (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局・農村振興局長連盟通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

### ②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

### ③非農地判断について

再生利用が困難な農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	2,938ha	1,105ha	38%
3年後の目標 (令和8年3月)	2,902ha	1,225ha	42%
目 標 (令和10年3月)	2,878ha	1,305ha	45%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の策定について

農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域計画」の策定に参画する。

②農地中間管理機構との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえた利用集積を推進する。

③農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人又は法人）
現 状 (令和5年3月)	1
3年後の目標 (令和8年3月)	3
目 標 (令和10年3月)	5

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び新規参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて相談会等を実施する。

②企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、企業の参入の推進を図る。